



佐賀県公報

平成20年
6月13日
(金曜日)
第13058号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎住民基本台帳法施行細則 (五六・市町村課) 一

告示

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (二六一・地域福祉課) 一〇

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律に基づく医療機関の指定 (二六三・) 一〇

○都市計画事業変更の認可

○道路の区域の変更 (二六四・下水道課) 一〇

◎住民基本台帳法施行事務取扱要綱の廃止

(二六五・道路課) 二

公告

○平成二十年度職業訓練指導員試験の実施

(雇用労働課) 二

○物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項

(用度管財課) 二四

○選挙管理委員会の招集

(告示・二〇) 二六

公布された規則のあらまし

○住民基本台帳法施行細則(規則第五六号)

1 自己に係る本人情報の開示請求の手續等について必要な事項を定めることとした。(第三条、第六条関係)

2 本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出の手續等について必要な事項を

定めることとした。(第七条関係)

3 知事は、毎年一回、本人確認情報の利用状況について、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表することとした。(第八条関係)

4 その他所要の事項を定めることとした。

5 この規則は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

規則

住民基本台帳法施行細則をここに公布する。

平成二十年六月十三日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第五十六号

住民基本台帳法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)及び住民基本台帳法施行条例(平成十四年佐賀県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第二条 法第三十条の二十三第三項及び第三十四条の二第二項に規定する証明書は、様式第一号によるものとする。

(本人確認情報の開示請求)

第三条 法第三十条の三十七第一項の規定による自己に係る本人確認情報の開示請求(以下「開示請求」という。)は、本人確認情報開示請求書(様式第二号)により行うものとする。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わつて開示請求をすることができる。

3 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に

定める書類を提示しなければならない。

一 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他開示請求をしようとする者が本人であることを証明する書類として知事が認めるもの

二 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に掲げる書類及び戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類として知事が認めるもの

(郵送による開示請求書の提出)

第四条 開示請求をしようとする者は、郵送により前条第一項の本人確認情報開示請求書を提出することができる。この場合においては、当該開示請求をしようとする者は、前条第三項各号に掲げる書類又はその写しを提出しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、必要に応じて、開示請求をしようとする者に対し、電話等により本人又は法定代理人であることの確認を行うものとする。

(開示請求に対する決定等)

第五条 知事は、本人確認情報を開示する旨を決定したときは、開示請求を行った者(以下「開示請求者」という。)に対し、本人確認情報確認書(様式第三号)を交付するものとする。ただし、開示請求者の請求に基づき、出力された帳票の提示又は本人確認情報が表示されたディスプレイの画面の閲覧により本人確認情報の開示を行うことができる。

2 知事は、開示請求に係る本人確認情報が存在しないときは、開示請求者に対し、本人確認情報不存在通知書(様式第四号)を交付するものとする。

3 法第三十条の三十八第二項の規定による通知は、本人確認情報開示期限延長通知書(様式第五号)により行うものとする。

(費用)

第六条 前条第一項の規定により本人確認情報確認書の交付を受ける者は、当

該本人情報確認書の作成及び送付に要する実費を負担しなければならない。

(本人確認情報の訂正等)

第七条 法第三十条の四十の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「本人確認情報の訂正等申出」という。)は、本人確認情報訂正等申出書(様式第六号)により行うものとする。

2 第三条第二項及び第三項並びに第四条の規定は、本人確認情報の訂正等申出について準用する。

3 法第三十条の四十の規定による通知は、本人確認情報調査結果通知書(様式第七号)により行うものとする。

(本人確認情報の利用の状況の公表)

第八条 知事は、毎年一回、法別表第五及び条例別表に掲げる事務に係る本人確認情報の利用の状況に関し、次に掲げる事項を、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 本人確認情報の利用に係る事務の種類

二 利用した本人確認情報の利用件数

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

第

号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

生年月日

上記の者は、住民基本台帳法第30条の23第2項又は第34条の2第1項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

佐賀県知事

印

様式第2号(第3条関係)



本人確認情報開示請求書

年 月 日

佐賀県知事 様

郵便番号	
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
連 絡 先	電話番号 (法人にあっては、担当部署名及び担当者の氏名)

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、本人確認情報の開示を請求します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
性 別		住 民 票 コード	
住 所			
開示方法	ア 本人確認情報確認書の交付 ウ ディスプレイの閲覧		イ 出力された帳票の提示

(法定代理人の記載欄) 法定代理人が請求する場合は、この欄にも記入してください。

本 人 の 区 分	1 未成年者 2 成年被後見人	
本人の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	郵便番号 電話番号

- 注 1 請求の際には、本人であること(又は法定代理人であること)を証明する書類(運転免許証、パスポートなど)を係員に提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、1の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本など)を係員に提出し、又は提示してください。

様式第3号(第5条関係)

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記載されています。

最新

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

住民票コード		生年月日		性別	
氏名					
住所					
区分・事由					
上記事由に対応する年月日					

年 月 日

佐賀県知事

印

様式第4号(第5条関係)

本人確認情報不存在通知書

第 年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで請求のあった個人情報については、本人確認情報が存在しないので、住民基本台帳法第30条の37第2項の規定により通知します。

担 当 部 局	<p style="text-align: right;">部(局) 係(班)</p> <p style="text-align: center;">課</p> <p>電話番号(代表) (内線)</p>
備 考	

様式第5号(第5条関係)

本人確認情報開示期限延長通知書

第 年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示については、住民基本台帳法第30条の38第2項の規定により、次のとおり開示の期限を延長しますので通知します。

法第30条の38第1項の規定による期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当部局	部(局) 係 課 電話番号(代表) (内線)
備考	

様式第6号(第7条関係)

本人確認情報訂正等申出書

郵便番号	
住 所	
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
氏 名	
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号
(法人にあつては、担当部署名及び担当者の氏名)	

住民基本台帳法第30条の40の規定による開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除について、次のとおり申し出ます。

請求を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正等申出の内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	氏名	
	生年月日	
	性別	
	住所	
	区分・事由	
	上記事由に対応する年月日	

- 注 1 請求の際には、本人であること(又は法定代理人であること)を証明する書類(運転免許証、パスポートなど)を係員に提出し、又は提示してください。
- 2 法定代理人が請求する場合は、1の書類に加え、法定代理人の資格を証明する書類(戸籍謄本など)を係員に提出し、又は提示してください。
- 3 本人確認情報確認書又はその写しを添付する場合は、「開示を受けた内容」欄の記載は省略しても構いません。

様式第7号(第7条関係)

本人確認情報調査結果通知書

第 年 月 日

様

佐賀県知事

印

年 月 日付けで申出のあった本人確認情報の訂正等については、住民基本台帳法第30条の40の規定により、次のとおり調査結果を通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分を知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。

訂正等申出を受けた年月日	年 月 日		
訂正等の有無	有 (年 月 日訂正等実施)	無	
調査結果の内容			
担当部局	課	部(局)	係(班)
	電話番号(代表)	(内線)	

○ 告 示

●佐賀県告示第二百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成二十年六月十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	認 定期 限
訪問看護ステーションいきいき	鳥栖市轟木町一五五九番地一 一〇一	平成二〇・四・一
大手口クリニック	唐津市弓鷹町一五一一番地	"
片瀬産婦人科	鳥栖市大正町八四三番地	平成二〇・四・一
株式会社愛敬薬局 高木瀬支店	佐賀市高木瀬町大字長瀬七二七番地一	平成二〇・三・三二
あおば薬局	佐賀市本庄町本庄二〇二番地一八	平成二〇・四・一

●佐賀県告示第二百六十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十年六月十三日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指 定 月 日
医療法人 ながせ皮膚科	佐賀市高木瀬西5丁目一五番二七号	平成二〇・四・一
田中内科	佐賀市神野西三丁目一 一番七	"
内科大手口クリニック	唐津市弓鷹町一 一五一番地	"
松尾内科	西松浦郡有田町南原甲二六七番地	"
なかふさ皮膚科クリニック	杵島郡白石町大字廿治一〇八六番地一	"
たなか内科クリニック	伊万里市新天町六二〇番地五	平成二〇・四・四
庄野真由美レディースクリニック	佐賀市兵庫町大字藤木四本杉七七八番地一	平成二〇・四・八
サン薬局夢咲店	佐賀市兵庫北土地区画整理事業七八街区九〇二一(B)	平成二〇・三・一
株式会社 愛敬薬局高木瀬支店	佐賀市高木瀬西五丁目一五番二九号	平成二〇・四・一
かりん薬局伊万里店	伊万里市新天町六二〇番五号	"
大草野薬局	嬉野市嬉野町大字下野丙四五番一	"

●佐賀県告示第二百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十年六月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

吉野ヶ里町

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀東部都市計画下水道事業 吉野ヶ里町公共下水道
 事業施行期間
 平成五年十二月二十八日から
 平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
 使用の部分 変更なし

●佐賀県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十年六月十三日から平成二十年七月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前 後の別
県道 平山相知線	唐津市相知町相知字中園一五五 六番二地先から 唐津市相知町相知字中園一五三 一番二地先まで	後 三三・〇 八・二
	唐津市相知町相知字中園一五五 六番二地先から 唐津市相知町相知字中園一五三 一番二地先まで	前 二〇・六 五・四
		延長 メートル 一一〇・五 一一三・三

●佐賀県告示第二百六十六号

住民基本台帳法施行事務取扱要綱（平成十四年佐賀県告示第二百四十四号）

は、廃止する。

平成二十年六月十三日

佐賀県知事 古川 康

附 則

この告示は、平成二十年七月一日から施行する。

○ 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。
 平成20年6月13日

佐賀県知事 古川 康

1 試験を実施する免許職種

- (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種
自動車整備科

- (2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）
木工科

- (3) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）
上記(1)及び(2)以外の免許職種

2 試験の科目

- (1) 実技試験及び学科試験（関連学科）

免許職種	実技試験の 科目	学科試験（関連学科）の科目	
		系基礎学科	専攻学科
自動車整備科	自動車整備	自動車工学（自動車 燃機関係 シャンシ ン）	自動車整備法（整備法 電気及 検査法 整備及び検査機

	及び電子装置 車体 燃料 器) 及び潤滑油) 材料(自動車用材料) 安全衛生(安全管理 衛生管理) 関係法規(道路運送車両 法)	
木工科	製図(現図画法 読図法) 木材加工法(木材乾燥法 木材加工用機械 木材 加工法) 安全衛生(安全管理 衛 生管理)	工作法(木工品 工作法 組立法 仕上法 加飾 法 木工用機械 仕様及 び積算) 塗装法(塗装機器 塗装 法) 材料(木工用材料 接着 剤 仕上用材料)

(2) 学科試験 (指導方法)

区 分	学科試験(指導方法)の科目			
全科目共通	職業訓練原理 訓練関係法規	教科指導法	訓練生の心理	生活指導 職業

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

- ア 法第44条第1項の規定による技能検定試験に合格した者
- イ 長期課程の指導員訓練(法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。)第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が4年であるものを含む。)を修了した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
- エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練(旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。)を修了した

者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの
 オ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であって総訓練時間が700時間以上のもを修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの

カ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの

キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの

ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの

ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの

コ 学校教育法による専修学校又は各種学校(修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと若しくは中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年(専修学校の専門課程において修業年限が2年のものを修めて卒業した者)又は3年、修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者)又は2年、専修学校の高専課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者)又は3年)以上の実務の経験を有するもの

カ 免許職種に関し、8年以上の実務の経験を有する者

シ 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからサまでに掲げる者と同

<p>等以上の実務の経験を有すると認められる者</p> <p>ヌ 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者</p> <p>(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。</p> <p>ア 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>イ 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>4 試験の免除</p> <p>実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p> <p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p> <p>厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者</p> <p>5 試験の期日及び場所</p> <p>(1) 学科試験 (全職種)</p> <p>平成20年9月4日(木曜日)</p> <p>佐賀県立産業技術学院 (多久市多久町7183番地1)</p> <p>(2) 実技試験 (自動車整備科)</p> <p>平成20年9月5日(金曜日)</p> <p>佐賀県立産業技術学院 (多久市多久町7183番地1)</p> <p>6 受験申請の手続</p> <p>(1) 受験申請に必要な書類</p> <p>ア 職業訓練指導員試験受験申請書</p> <p>イ 履歴書 (市販の用紙を使用し、写真をはり付けること。写真は申請前6か月以内に撮影した正面上半身無帽無背景で縦4センチメートル横3センチメートル型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。)</p> <p>ウ 3の(2)のア及びイに該当しないことを証する書面</p> <p>エ 受験資格を証する書面</p> <p>オ 試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格に該当することを証する書面</p>
<p>免除を受けることができる者</p> <p>免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者</p> <p>免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者</p> <p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>免除の範囲</p> <p>実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</p> <p>実技試験の全部</p> <p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p> <p>学科試験のうち指導方法</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科</p>
<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の専攻学科</p>

(2) 受験手数料

受験手数料は、次に掲げる額とします。ただし、学科試験又は実技試験の全部免除を受ける場合は、当該試験の受験手数料は不要です。

学科試験	3,100円
実技試験	15,800円
合 計	18,900円

受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書にはり付けてください。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があっても受験手数料の返還はできませんのでご注意ください。

(3) 受験申請書類の提出先

佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）

(4) 受験申請書類の提出期限

平成20年7月1日(火曜日)から平成20年7月25日(金曜日)まで。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7月25日の消印のあるもので受け付けます。

(5) 受験票

受験申請書を受け付けた後、受験票を本人あて送付します。

7 合格発表

合格者の受験番号を平成20年10月上旬に佐賀県公報及び佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>）に掲載するとともに、合格者のみに合格通知及び合格証書の交付をします。

8 試験結果の開示

この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます

す。受験者本人が受験票を持参のうえ、直接開示場所へおいでください。なお、電話での開示請求はできませんのでご注意ください。

開示請求できる人	開示する内容	開示請求をすることができる期間	開示請求をすることができる場所
受験者本人のみ	学科試験得点(科目別得点を含む。)及び実技試験得点のみ	合格発表の日から1か月間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除き、8時30分から17時30分まで)	農林水産商工本部雇用労働課

9 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課においてお渡します。

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、あて先を明記のうえ140円切手をはった返信用封筒(定形外:A4用紙を収納できるサイズ)を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（電話0952-25-7310）にお問い合わせください。

佐賀県が発注する物品の製造、修理又は購入のために行う一般競争入札（以下「入札」という。）に参加することのできる者の資格及び資格審査等について必要な事項は次のとおりとする。

なお、この公告に定める資格審査の手続きは、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける場合がある。

平成20年6月13日

佐賀県知事 古川 康

1 申請の時期

平成20年7月1日から7月31日までとする（この期間以降も随時受付を行

うが、この場合、申請の時期によっては、資格審査事務が入札に間に合わないことがある。)

2 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

入札参加資格認定申請書(以下「申請書」という。)は佐賀県庁のホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>)からダウンロードできる。

また、佐賀県出納局用度管財課用度担当(郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号 電話番号0952-25-7194)において随時配布する。

(2) 申請書の提出方法

入札参加資格認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、佐賀県出納局用度管財課用度担当に提出しなければならない。ただし、特に認めた書類については、提出を要しない。

なお、営業又は事業開始後1年未満の者で、決算期末到来により納税証明書が発行されない場合は、納税証明書に代わり法人設立(設置)届・個人事業税の開業届の写しを提出すること。

ア 営業又は事業概要書

イ 業種及び取扱品目届

ウ 使用印鑑届

エ 登記簿謄本(法人の場合に限る。)

オ 市役所又は町村役場で発行する身分証明書(個人の場合に限る。)

カ 東京法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人の登記がなされていないことを証する書類(個人の場合に限る。)

キ 申請書を提出する直前の期末における貸借対照表及び損益計算書

ク 県税の未納の額が無いことを証する書類(入札参加認定申請書を提出する直前1年間の県税に係るもの)

ケ 個人県民税(住民税)納税証明書(入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の個人県民税(住民税)に係るもの)

コ 地方消費税納税証明書(入札参加資格認定申請書を提出する直前1年間の地方消費税に係るもの)

サ 営業又は事業に関し、許可、認可等を得たことを証する書類

シ その他必要と認める書類

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、添付書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 入札参加資格認定を受けることができない者

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないもの

(2) 次のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の遂行を妨げた者

オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者

カ 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(3) 営業又は事業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(4) 暴力団員が実質的に経営を支配している等、知事が特に不相当と認める者

4 資格及び資格審査

次に掲げる審査事項について書類審査を行うとともに、必要と認められた場合は実態調査を行う。

(1) 営業又は事業の経営状況

申請書を提出しようとする日(以下「審査基準日」という。)前1年間(営業又は事業開始後1年を経過していない者にあつては営業は事業開始日から審査基準日の前日までの間、営業は事業を停止し、又は休止した者で、営業又は事業再開後1年を経過していないものにあつては営業又は事業再開日から審査基準日の前日までの間)における物品の製造、修理、販売及び仕入れの推移及び実績並びに取引金融機関における信用度合

(2) 経営の規模

審査基準日における資本金の額、従業員の構成及び数並びに設備の状況

(3) 契約の履行実績

審査基準日前に県が発注した物品の納入又は修理の実績及び信用度合

5 審査結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

6 資格の有効期間及び更新等手続

(1) 入札参加資格の有効期間は、平成20年10月1日(随時の受付を行った者については、その資格を認定した日)から平成22年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

平成20年9月30日に有効期間が満了する者で、有効期間の更新を希望する者は、この公告に基づき申請書類を提出すること。

7 入札参加資格の取消し

3の(2)のアからカまでのいずれかに該当する行為を行ったと認められる者については、入札参加資格認定を取り消すことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第二十二号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十年六月十三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成二十年六月二十三日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 海防選挙区選挙管理委員会委員選挙について

(二) その他